



購入先CSRガイドライン

2019年8月

トリス株式会社

(文書番号:TCU-400-01)

はじめに

『トライス調達基本方針』には、購入先様にも当方針の趣旨が支持され、行動に繋がって頂くことの期待を述べさせて頂いておりますが、より具体化したものとして、『購入先CSRガイドライン』を発行させて頂きました。

購入先様の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解頂き、自らの社内で実践して頂くと共に、皆様の仕入先様へも同様の趣旨をご展開して頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

トライス株式会社 購買グループ

トライス基本理念

■ 会社を愛し、職務を誠実に遂行して社会に貢献する。

私たちが日々勤務する会社に対して愛情が湧かなければ会社の発展には繋がりがかねない。各人が会社に於ける職務を誠実に遂行すれば、優秀な製品を社会に提供する事により、それは会社の仕事を通じて社会に貢献する事は明白です。

■ 常に礼儀を正しくして人の和を大切にする。

人間が一つの目的の為に一緒に行動していくのに一番必要なものは人の和であり、この人の和を保っていく為にはその人間の間には礼儀がなくてはなりません。

■ 創意、工夫、技術を磨き良品を廉価に供給する。

我々は、日常研究心を旺盛にして技術の進歩を計り、品質のすぐれた製品を安く得意先に供給することによってはじめて会社の発展があります。新製品の開発、現製品の改良、生産品の品質管理の徹底が根幹となります。

■ 従業員福祉の向上により社運を開く。

会社を動かし発展させるのは会社に勤める従業員であり、この従業員の福祉の向上を考えずに社運の発展を計る事はできないと考えます。

トライス調達基本方針

■オープンで公平な取引活動

国内外問わず、オープンな取引参入機会を提供し、公平・公正な姿勢で競争原理を基本とし、品質・価格・納期に加え、経営信頼性・技術開発力等を鑑みて、サプライヤーの選定・評価を実施する。

■相互理解・相互信頼に基づく共存共栄

サプライヤーとの密接なコミュニケーションにより信頼関係を深め、築いていくことが重要であり、共に繁栄・発展することを目指す。

■法令遵守と機密保持

調達活動において、関連する法規に則り、調達活動を行い、知り得た情報の機密保持及び情報セキュリティの確保に努める。

購入先CSRガイドライン

1. コンプライアンス

■ 法令遵守

- ・各国・地域の法令を遵守する。
- ・コンプライアンス徹底の為に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。

■ 機密情報の管理・保護

- ・営業秘密等、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。
- ・他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他条件を確認し、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。
- ・従業員、お客様や取引先などに関する個人情報、全て正当な方法によつての取得すると共に取得した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

■ 知的財産の保護

- ・自社が保有或いは自社に帰属する知的財産権等が第三者に侵害されないよう保護すると共に第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、権利侵害を行わない。

■ 競争法の遵守

- ・各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

■ 輸出取引管理

- ・各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

■ 腐敗防止

- ・政治献金、寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- ・不当な利益や不当な優遇措置の取得、維持を目的に、顧客、購入先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受、供与は行わない。

2. 人権・労働

■差別撤廃

- ・あらゆる雇用の場面(応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等)において、人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等を理由とした差別を行わない。

■人権尊重

- ・人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令により保護されるべき個性を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
- ・いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

■児童労働の禁止

- ・各国・地域の法令による終了可能年齢に達しない児童労働は認めない。

■強制労働禁止

- ・強制労働を行わない。
- ・全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
- ・常に合法的に従業員を雇用しなければならない。

■賃金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令を遵守して従業員に給与を支払う。

■労働時間

- ・従業員の労働時間(超過勤務を含む)を規定する各国該当法令に従う。

■安全・健康な労働環境

- ・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全、健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
- ・職場での健康増進活動や、疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

3. 環境

■環境マネジメント

- ・環境保全活動を推進し、継続的改善が実現できる体制を構築する。
- ・環境負荷物質の管理とリサイクル対応に取り組む。
- ・事業活動におけるCo2排出量・廃棄物発生量の低減などの環境改善活動に取り組む。

■責任ある資源・原材料調達

- ・人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料(例:コンゴ産紛争鉱物等*)の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行う。
*コンゴ民主共和国及びその周辺諸国から算出される鉱物で、且つ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物

■地球への貢献

- ・豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながら、その解決につながる社会貢献活動を目指す。

4. リスクマネジメント

■リスク管理の仕組み構築・運用

- ・企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築・運用する。

■事業継続計画の策定

- ・災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を策定する。

仕入先様への展開

皆様の仕入先様に対しても、上記の趣旨を踏まえ、購入先CSRガイドラインを展開し、啓発活動を通じ、皆様の仕入先様におけるCSRへの取り組みの浸透・普及に努めて頂きたいと思っております。

5. 制定・改訂履歴

版	制定・改訂日	制定・改訂内容(理由)
01	2019年8月1日	制定